

8

通関実務

令和7年度（第59回） 問題8

A

☐ ☐ ☐

WTO加盟国で生産された下表1の品目について、特惠税率により一の輸入（納税）申告書で輸入申告をし、輸入の許可を受けたが、当該許可後において、特惠受益国の原産品とは認められず、特惠税率の適用を受けることができないことが判明し、関税法第7条の16の規定に基づき更正がされることとなった。また、当該更正により納付すべき関税額に100分の10の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算税が課されることとなった。下表2の実行関税率表（抜粋）を参照して、当該過少申告加算税の額を計算し、その額をマークしなさい。

（表1）

品名	課税価格	品名番号
手袋	30,566,942 円	6216.00-900

（表2）

実行関税率表（抜粋）

番号	統計 細分	品名	税率		
			基本	WTO 協定	特惠
6216.00		手袋、ミトン及びミット			
	100	1 剣道用の小手	無税	(6.5%)	
	900	2 その他のもの	7.8%	6.5%	5.2%

0039000

①特恵税率による更正前の関税額

$$30,566,000 \text{ 円 (千円未満切捨て)} \times 5.2\% = 1,589,400 \text{ 円 (百円未満切捨て)}$$

②WTO 協定税率（更正）による関税額

$$30,566,000 \text{ 円 (千円未満切捨て)} \times 6.5\% = 1,986,700 \text{ 円 (百円未満切捨て)}$$

③更正により納付すべき関税額

$$1,986,700 \text{ 円} - 1,589,400 \text{ 円} = 397,300 \text{ 円}$$

④過少申告加算税額の計算

$$390,000 \text{ 円 (一万円未満切捨て)} \times 10\% = 39,000 \text{ 円}$$

加重の要否を確認する

更正により納付すべき税額（397,300 円）が、

1. 当初申告により納付した税額（1,589,400 円）と
2. 50 万円とのいずれか多い額

つまり、1,589,400 円を超えないので、課されない。

復習単元：「過少申告加算税の計算」またはこれに類するもの